

「森林環境保全税(県税)」と「森林環境譲与税・森林環境税(国税)」の概要

- 県内の森林の約55%はスギ・ヒノキなどの人工林であり、水源のかん養、県土の保全、二酸化炭素の吸収など、**森林が持つ公益的機能の発揮のためには、間伐など適正な管理が必要**です。
- このため、**県は**、平成17年度から導入した「**森林環境保全税(県税)**」を活用し、**森林所有者が行う間伐など「県民による森づくり」を支援**することで、森林の機能を維持・回復してきました。
- 一方で、林業の採算性の悪化等により、所有者による管理が困難な森林が増加したため、国は新たに「**森林経営管理制度**」を開始。この制度に基づき、**市町村は**、国から配分される「**森林環境譲与税(国税)**」を活用し、**森林所有者に代わって「市町村が行う公的な森林整備」を推進**する計画です。

鳥取県の森林環境保全税(H17～)

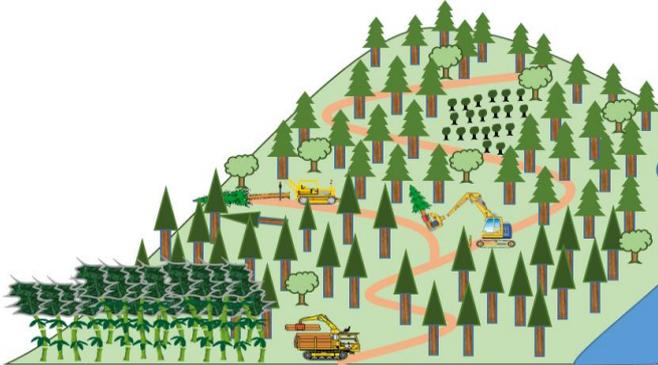
○税額 個人 500円/年
法人 1,000～40,000円/年

○税収額
約 1.8億円/年

○県の主な役割

「**県民による森づくり**」を支援

(森林所有者、ボランティア団体など
多様な主体による森づくりを支援)



○主な使い道

- ①保安林・普通林の間伐の支援
- ②保安林内の作業道整備の支援
- ③竹林整備(放置された竹林対策)の支援
- ④ボランティア団体等による森林体験活動等の支援



間伐実施後の人工林



作業道を利用した原木搬出



適正に管理された竹林



植樹活動

国の森林環境税(R6～)

※ 森林環境譲与税として市町村へ配分(R1～)

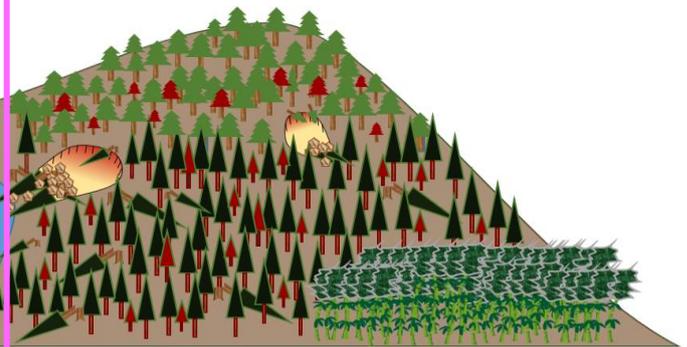
○税額 個人 1,000円/年
(R6から徴収開始)

○国からの配分額 (R6以降の見込額)
市町村 約 6.3億円/年(県内市町村の合計)
県 約 0.7億円/年(市町村の支援に使用)

○市町村の主な役割

「**市町村による公的な森林整備**」を推進

(森林所有者による経営管理が困難な森林や、
所有者が不明な森林の管理)



○主な使い道

- ①森林の整備(管理放棄された森林の間伐など)
- ②森林整備を担う人材の育成・確保
- ③木材の利用の促進(公共施設の木造化など)
- ④森林に関する普及啓発



管理放棄された森林
(下層植生がなくなり、
土壌が浸食され、
災害が起きやすくなる)



にちなん中国山地
林業アカデミー
(林業従事者の育成を
目的にH31年4月に
開校した木造施設)

※ 森林環境譲与税(国税)の使い道は、幅広く活用可能とされていますが、県内市町村の大半は、市町村が行う公的な森林整備に優先的に使う考えです。